

○山田委員長

おはようございます。ただいまから、昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開会します。ただいまの出席委員は18名です。この委員会は成立しました。

委員の皆様申し上げます。質疑は議事運営の能率を図る上から、決算書等の内容に沿ってページ数を明示した上で、内容を明解に、また、一般質問になられないよう、質問されますようお願いいたします。また、意見や質問は簡潔に、明解をお願いいたします。

また、本特別委員会の発言時は、ご自身でマイクのスイッチを押して、赤に点灯してから発言してください。発言が終了しましたら、もう一度スイッチを押して、赤を消灯させてください。よろしくお願いいたします。

歳出9款教育費の審査を行います。

昨日、文教福祉常任委員の質疑が終了しておりますので、文教福祉常任委員以外の質疑を許します。

質疑はありませんか。

○丸山委員

おはようございます。それでは、私は、203ページ、207ページの小学校児童援助奨励費についてお伺いいたします。説明資料は282ページでございます。

昨日もこの質問がありまして、説明等々を伺っておりましたが、小学校の就学援助の7パーセント、中学校は9パーセント、全国では15.1パーセントということで、全国の平均に届いていないというのが実態であります。

なぜ八街はこの受給率が伸びないのか。先日は丁寧に説明をしているというような答弁がございましたけれど、ちょっと説明しただけで本当に保護者の方々が理解できて、対応できるのかというところでは大変疑問を持ちました。

他市ではどんな取組をしているのだろうかということで、いろいろ見てみましたが、成田市は大変分かりやすく、丁寧な対応をしておりました。ホームページ等でも就学援助制度のご案内ということで、本当に保護者が見て、こんな制度があるんだ、これだったら利用したい、利用してみたい、そういう気持ちになるような内容でございます。富里市もそのようなホームページ等では、保護者の方が、こんな制度があったのかと気付くような、大切な内容、分かりやすい内容、見やすい内容になっております。やはりこういった広報の在り方がもっと求められているのではないかなというのを感じました。

そういった点では、市の広報紙等にも分かりやすく、保護者の方々にお知らせをする、そういった取組をまず進めていただきたいと思います。その辺についていかがでしょう。

○関教育次長

お答えいたします。

就学援助制度の周知につきましては、先ほど丸山議員からも質問の中でありましたけれども、広報やちまたや市のホームページに掲載しております。また、目安として家庭の収入の状況のモデル例を掲載した就学援助制度のお知らせというのを配布しているところです。これは、

給食費の督促状や催告状を発送する際にも一緒に発送しております。また、学校教育課の窓口でもそのお知らせについては丁寧に説明をしているところでございます。

さらに、小・中学校の保護者面談の際にも、担任の先生から保護者へ就学援助制度の話をしていただくなど、学校だよりの掲載とともに、学校への協力もお願いしております。

引き続き就学援助制度の利用を進める中で、制度が必要な保護者の就学援助制度を申請していただけるように対応していきたいと考えております。

○丸山委員

それでは、時間がございません。掲載の仕方もいま一つ工夫をお願いしたいということを重ねて申し上げます。

それと、いまだに貧困対策も解消には向かっておりません。3年前の貧困状況と変わらないという、そういう調査結果が出ております。7人に1人という子どもの貧困に対して、就学援助制度は大きな役割を果たしている。

学校給食の方も、今、答弁がございましたけれども、就学援助制度をもっともっと導入していてもいいのではないかなというふうに思います。学校給食費の方は、前年度200万円減っておりますけれども、滞納児童数は増えているわけですね。そういう中で、学校給食につきましては、就学援助制度を緩和させる。ですから、家庭の収入を若干増やして、そして、受給できる対象世帯数を増やしていく、そういった取組も必要ではないかなというふうに思います。

学校給食というのは義務教育の中の食の一環であります。そういう点では、本来なら無償化にしていかなければならない。しかし、その辺については計画的にぜひ取り組んでいただくとともに、当面は就学援助費の受けられる世帯の緩和をぜひ進めていただいて、学校給食費の負担をなくしていく。そういう取組をぜひ進めていただきたいと思いますが、その辺について、どうでしょうか。

○関教育次長

お答えいたします。

就学援助制度につきましては、援助制度自体を平成29年、入学準備金の追加、平成31年には国の改定により全体的に支給額を増額したところでございます。また、新規に卒業アルバム代を追加しております。

今後も就学援助制度を必要とされる市民に利用しやすい制度にしていきたいと考えております。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

○林委員

決算書の195ページです。外国語指導助手事業費で、これは成果の説明で昨日もそういう質問がありましたけれども、英語能力の話す能力が向上しているということでございますけれども、これは客観的な基準はあるのでしょうか。主観的にただ向上していると言っているのでしょうか。しかも、抽出で1校しかスピーキングテストをしていないということなんで

すけれども、これで客観的な評価ができるのでしょうか。

○鈴木教育委員会参事

お答えいたします。

確かに、スピーキングテストにつきましては1校で抽出という形で行っておりますけれども、本年度より外国語が教科化になっているということで、今後、このテストの方を実施しながら、能力の向上につなげていきたいと考えております。

○林委員

続いて、231ページ、体育施設整備事業費。この成果の方で中央グラウンドの業務委託料が繰越明許になっておりますけれども、どういう設計業務で、なぜ繰越しになったのか。お願いします。

○秋葉スポーツ振興課長

中央グラウンド改修工事基本設計業務につきましては、中央グラウンド外周の土留め擁壁の改修に向けた基本設計業務となります。本業務に合わせて、道路河川課において発注している中央グラウンドに隣接する道路設計業務との連携が必要でありまして、関係機関との協議、調整に時間を要することから、令和2年度へ予算を繰越しまして、現在業務を進めているところでございます。

○林委員

踏切そばの外周ですね。あの辺は道路河川と協議ということですが、もう少し道路が広がるというふうな解釈でよろしいんですか。

○秋葉スポーツ振興課長

道路が拡幅できるかどうかというところまでは、ちょっと検討をまだできておりませんが、歩道の設置ですとか、その辺を今検討しているところでございます。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

○小澤委員

何点か確認させてください。

決算書の215ページ、成果報告書の301ページになります。文化財保護費ですが、昨年度も文化の振興、伝道等に様々な活動をしていただいているところではありますが、この中で、八街の歴史・文化財出前講座の実施ということで、全9回開催されていて、受講者が227人ということになっております。この参加者はどのような方が参加されたのか。市内の方中心なのか、年齢層等が分かればお知らせください。

○小川社会教育課長

参加対象者といたしまして、高齢者学級を市内で幾つか開校しておりますので、そちらに出前でお出向していると。あわせて、小学校の授業で、学校に出向いて出前講座をしているという状況でございます。

○小澤委員

ありがとうございます。

八街の歴史や文化の継承については、特に小・中学生といますか、小さな頃からこういった機会に触れるとか、知るということが非常に重要だと考えています。

毎年、様々な企画をしていただいておりますが、社会教育課において、この取組をする上で何か目指すべき成果とか、その成果が達成されたのかとかという評価というのはされていらっしゃるのでしょうか。

○山田委員長

答弁はすぐ出ますか。

○小川社会教育課長

すみません。追って答弁させていただきます。

○小澤委員

それでは、続いて、決算書の225ページ、成果報告書の310ページ、市史編さん費になりますが、今年の台風15号、19号、さらにはその後の大雨も受けて、この市史編さんに関わる進捗に影響があったのか。その辺りをちょっとお聞かせいただければと思います。

○小川郷土資料館長

今年の台風の影響で9月以降、臨時休館とさせていただいておりますが、特にそこら辺で会議が遅れたという影響はございませんが、年度末、コロナの関係で若干遅れたということではあります。

○小澤委員

ありがとうございます。こちらについても八街市の歴史をしっかりと引き継いでいく上で非常に大切なものだと思っておりますので、ぜひ最後まで完結するように進めていただければと思っております。

それと、最後に、決算書225、成果報告書の311ページ、八街市ピーナッツ駅伝大会運営費ですが、年々参加チームが減少している状況もありますし、台風ですとか、コロナですとか、開催が順調に進まないという状況もありますが、今までを受けて、今後、八街市ピーナッツ駅伝に対して、どのように今年度以降取り組んでいくのかというあたりがもしもあればお知らせください。

○秋葉スポーツ振興課長

ピーナッツ駅伝大会につきましては、今年度、残念ながら中止ということになりましたが、次回に向けまして、今問題となっておりますコロナの対策を十分行いまして、まずは参加者、役員の皆さんの安全を第一に考えまして、また、陸連からのガイドラインなどを参考にしまして、十分配慮しまして実施してまいりたいと考えております。

○小澤委員

ありがとうございます。ぜひ八街市ピーナッツ駅伝、落花生の冠を冠したイベントですので、ぜひ市民上げて盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

○桜田委員

1件だけお願いいたします。予算書は239ページ、説明書324ページ、調理場給食事業費の中の賄い材料費についてお伺いをいたします。給食の中で味噌汁やすまし汁、あるいは和風料理にはだしが欠かせません。市の給食に使われているだし、これは天然だしなのか、あるいは顆粒だしなのか、お伺いをいたします。

○加藤学校給食センター所長

現在、給食センターで使用しているだしについてですが、栄養士からは業務用の昆布だしを使用しております。天然だしについては、そういうお話をしたことがなかったんですが、今後検討するというか、費用面とか、調理の時間とか、そういったものを考慮した上で検討していく内容だと思いますので、研究してまいりたいと思います。

○桜田委員

いわゆる天然だしというのは、天然の素材をそのまま使っただしの取り方ございまして、かつお節や煮干し、あるいは昆布などをお湯でゆでて、その抽出液をだしとして使います。一方、これによってうまみ成分であるグルタミン酸やイノシン酸などが多く含まれていることから、おいしい給食になるものと思っています。

一方、顆粒だしはその名のとおり、粒や粉状にしただしの物で、鍋の中にポンと入れるだけで済むわけで簡単なのですが、その原材料の主なものは食塩や砂糖などで、特に天然だしに比べると10倍以上の塩分が含まれているものもございます。子どもたちの健康のために、今もちょっとお話がありましたけれども、ぜひ天然だしに切り替えてほしい、こう思うんですが、いかがですか。もう一度。

○山田委員長

桜田委員、質問の内容が決算から外れておりますので、質問の内容を変えていただきますよう、お願いいたします。

○関教育次長

お答えいたします。

先ほどの天然だしということでございますけれども、今、先ほど給食センターの方で回答しておりますとおり、昆布だしを今現在使っております。今後につきましては、献立につきましては栄養士さんの方が作成しておりますので、先ほども桜田議員の方からも栄養価があると、成分上もちょっと高いということでございましたけれども、今後、栄養士と話をしながら、栄養価の方も含めまして話をしていきたいと考えております。

○桜田委員

成田市も天然だし100パーセントにすると、こういう方向になっておりますので、子どもたちのために、ぜひともそうした方向で検討していただきたいと、このことをお願いして終わります。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

○角委員

1つだけ、ちょっと確認の方をさせていただければと思います。決算書215ページ、文化財保護費ですね。成果の説明書が301ページ。説明書の中に文化財ボランティアというのがあるんですけども、これというのは、ちょっと教えていただきたいのが、団体が幾つかあるのかとか、どういった内容の活動をされているのか、ちょっとその辺だけ確認をさせていただければと思います。

○小川社会教育課長

特に団体数が数団体あるというわけではございませんで、全部で12名の方がボランティアとして協力をいただいております。

活動内容といたしましては、文化財講座を行っております。それのご協力をいただいたり、あとは、発掘作業がありますので、そういったときのご協力をいただいております。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小川社会教育課長

先ほど小澤議員のところ、何を目標にしているのかという出前講座の関係で、どこを目標にしているかという答弁でございますが、うちの方に関しましては、4月の教頭会、校長会で小学校等に出前講座を使ってくれというような依頼もしております。あわせまして、広報やちまたで出前講座の周知を行っております。

いろいろな団体が興味を持っていただいて、活動していただけるような対応をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山田委員長

これで、文教福祉常任委員以外の質疑を終了します。

執行部の皆様に申し上げます。歳出10款災害復旧費、2項1目及び3項に係る職員以外は退出して結構です。

委員の皆様は着座にてお待ちください。

次に、歳出10款災害復旧費、2項1目及び3項の審査を行います。

文教福祉常任委員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで文教福祉常任委員の質疑を終了します。

文教福祉常任委員以外の質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで文教福祉常任委員以外の質疑を終了します。

会議中ですが、ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前 9時25分)

(再開 午前 9時33分)

○山田委員長

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号、令和元年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

文教福祉常任委員の質疑を許します。

○小向委員

決算書275ページの13節委託料についてですが、人工知能(AI)を活用した特定健診受診率向上事業についてですが、これを行ったことにより、何か結果が出たのでしょうか。

○石井国保年金課長

こちらなんです、受診勧奨ということでAIを活用しまして、検診者独自の状況に応じまして受診勧奨をした次第でありまして、これによりまして、受信者数は平成30年度の4千565人から5千265人へと700人、15.3パーセントの増加をしております、この人工知能を活用した特定健診受診率向上に向けた1つの成果の現れだと認識しております。

○小向委員

ありがとうございます。さらにこれからもAIが発達していくと思いますので、もっともっと向上率が上がるように活用していただきたいと思います。

以上です。

○栗林委員

2点ご質問させていただきます。

決算書267ページの医療費適正化特別対策事業費の中の委託料で、診療報酬明細点検業務とありますが、申し訳ございません、この業務内容を詳しくお聞かせください。

○石井国保年金課長

こちらは、ニチイという団体に国保のレセプトの点検を委託しているものでありまして、レセプトが適正に執行されているかどうかを確認するものでございます。

○栗林委員

続きまして、決算書275ページの保健衛生普及費の中のジェネリック差額通知業務なんですけれども、医療費を抑えるということで、とてもこのジェネリックというのは貴重かと思うんですが、どのような周知を徹底されているかを確認したいと思います。

○石井国保年金課長

こちらはレセプトを基に、ジェネリックの医薬品があるものについて、こちらは個別に通知をすることによりまして、ジェネリックに切り替えることによりまして、これだけ医療費の削減の効果があるんだよというお知らせの方をしているものでございます。

○栗林委員

それは、いわゆる私たちというか、市民に対してこのような形で、金額等もこのように変わ

りますということではしているとは思いますが、ちょっと違うかもしれないんですけど、いわゆる医療関係者の方等にはしていないということですよ。

○石井国保年金課長

市からしているものは個人宛に通知の方をしております。

○山田委員長

委員の皆様申し上げます。主要施策の成果を引用する場合には、そちらのページ数もお願いいたします。

ほかに質疑はありますか。

○山口委員

271ページ、一般被保険者高額療養費負担金につきまして質問させていただきます。356ページの主要施策の成果では、やはり平成29年度、平成30年度、令和元年度というふうに比較をいたしますと、年々増加をしている傾向にあります。この要因についてどのように分析されているのかお伺いします。

○石井国保年金課長

こちらは相対的には減少しているかとは思いますが、こちらは退職医療制度が変わった関係で、退職医療制度が平成27年3月に廃止されたことに伴いまして、今、退職医療制度が60歳から65歳までの方が対象だったんですが、その当時加入している方については継続して加入されることとなりますので、毎年1歳ずつ退職医療制度がなくなっていくと、その分が一般保険の方にシフトしていくような形になってくるんですが、全体の被保険者が減少している関係で、相対的にはそんなに増減の方はないところなんですけど、1人当たりの高額医療費、療養給付費共に、医療の高度化等に伴いまして、増額しているような状況がございます。

○山口委員

分かりました。これを見るだけだと増額しているかなというふうに感じましたので、それで質問させていただきました。

先ほども小向委員が質問されましたが、273ページの特定健診審査等事業費、AIの人工知能を活用した特定健診受診向上事業につきましては、やはりこれだけ数字が、平成30年度が29パーセントの受診率だったのが、令和元年度が35.3パーセントまで伸びているというのは、やはりAIを活用した成果だと思いますので、これは今度ともぜひとも続けてください。本当にこれはすばらしい成果だというふうに感じましたので。

以上です。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

○石井国保年金課長

今の件で1件ちょっと報告の方もさせていただきたいんですが、今年度もこのAIを活用した事業、国保連の方の事業の採択を受けておりまして、行う予定でございましたが、ご存じのとおり、特定健診を8月に例年実施しておりますが、こちらはコロナ禍の影響で、当時スケ

ジュールを組むときは緊急事態宣言が出ておりました関係で、執行できるかどうか、かなり不透明なところがありました。

こちらの特定健診の方は6月の定例会、全員協議会の方でお話しさせていただいたんですが、2月に延伸することになりましたが、やはり従来どおりの日数の確保がかなり難しいこともございまして、検診会場は例年ですとかなり密な状況になりますので、今、コロナ感染対策として、受診環境を整える関係で、やはり受診者の過密を避けるための取組等をいろいろしなければならぬような状況でありますので、今回は検診率の向上より、安心して受けられる医療体制というか、受診体制を整備しなければならないということで、今、課内の方でAIによる受診勧奨について今年も実施するかどうか、今検討している段階でありまして、場合によっては、受診勧奨によりまして、多数の方がこちらの予期しない時間に訪れてしまって、かなり密な状況になって、コロナが多発するということも考えられますので、どうするか、運営方法等を照らし合わせまして、実施するか今検討しているところでありますので、ちょっとご了解の方をいただければと思います。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

○京増委員

決算書258ページ、説明書348ページ、意見書は29ページからになっておりますので、お願いします。

まず、収納率についてなんですが、令和元年度の過去分も合わせた収納率は、前年度と比べて2.21ポイント上がって60.09パーセントでした。県内の平均収納率はどうだったのかお伺いします。

○石井国保年金課長

現年分の収納率は、今、京増委員がおっしゃったとおり、88.38パーセントで、県平均につきましては91.38パーセントとなっております。申し訳ございません。91.18パーセントとなります。

○京増委員

過去分と合わせるとどのぐらいでしょうか。

○石井国保年金課長

滞納繰越分を含めての保険税収納率ですが、八街市が60.09パーセント、これに対しまして、県平均が73.14パーセントとなります。

○京増委員

八街市はなかなか収納率が上がらないほど住民の皆さんの暮らしが大変だということが長年続いております。その中で八街市の順位は、県の中ではどのぐらいなのかお伺いします。

○石井国保年金課長

現年分の順位なんですが、今年は下から5番目という低位な位置に位置付けの方をされております。昨年は下からワースト2番目でしたので、収納率の改善とともに順位の方も幾分は改善の方をしております。

○京増委員

前年度は下から2番目、そして、前年度というのは平成30年度ですよ。そして、令和元年度は何番目だったんですか。

○石井国保年金課長

50位ということで、下から5番目という順位になります。

○京増委員

それで、収納率についてなんですけど、次年度の見通しはどの程度を見通しておられるのか伺います。

○石井国保年金課長

まだ今のところ、7月に納付書の方を発送しまして間もないところもありますので、はっきりした数字は言えないんですが、前年同期と比較しまして、ほぼ同水準、若干上かなという水準で今推移しております。

○京増委員

このコロナの中、また、退職者も増える状況の中では、収入が低い方も今度国保に入ってくるかと思うんですが、それでも来年、令和元年度並みか、またちょっと上になるか、そんな感じで見越しておられるということですよ。

○山田委員長

京増委員、令和元年度の決算書に基づいた質問に変えていただきますよう、お願いいたします。

○京増委員

はい。

次に、不納欠損額について伺います。不納欠損額は、前年度と比べますと約786万1千円の減額です。不納欠損額、収入未済額について伺います。そして、収入未済額は約1億8千517万3千円の減額です。しかし、減り方を見ますと、不納欠損額については平成30年度は、前年度と比べると約3千840万5千円の減額でした。そして、平成29年度は約2千595万4千円の減額です。

一方の収入未済額については、平成30年度は約2億205万3千円の減額、そして、平成29年度は約2億2千45万4千円の減額でした。

このように令和元年度において、不納欠損額、収入未済額は共に減額になったものの、過去2年間と比較しますと顕著に減っております。この原因についてどのように考えておられるのかを伺います。

○石井国保年金課長

収納未済額が減少している理由ということにつきましては、やはり収納に向けた滞納状況の改善に向けた取組が好転しているのではないかと考えております。

○京増委員

収入未済額にしても、減り方が過去2年間よりは随分減っているわけですね。それで、これからは恐らく減るのではないかと私は思います。減額の額が減ってきているわけですね。

それで、この原因についてはちょっとお答えをいただけていないと思うんですが、どのように考えておられるのか伺います。

○石井国保年金課長

すみません。正確な答弁になっていないかもしれないんですが、まず、国保の加入者につきましては、年々減少している傾向がございますので、また、現年分の調定額、こちらについても今、年々減少しているような状況になっています。

滞納繰越分の調定額につきましても、平成29年につきましては17億9千100万円だったものが、平成30年が15億6千万円、令和元年度が13億7千万円ということで、毎年2億円ぐらいずつ繰越額も減少しているような状況でございます。この中で収納率が今改善する方向でありますので、こちらにつきまして、やはり市の収納対策に対する取組、こういうのがやはり功を奏しているのではないかと考えております。

○京増委員

国保の加入者が減少していることによって滞納者が減ってきていると。そして、収入未済額にしろ、不納欠損額にしろ減っているということで、それは自然なことかなと思うんですが、私は、今まで徴収強化をして、その結果、不納欠損額や収入未済額が減っていたけれど、しかし、もう今の状況では、例えば預貯金とか生命保険などの差し押さえることのできる財産がなくなったから未済額なども減り方が少なくなっているのかと、そんなふうにしたんですけど、このようなことはない。あまり影響はないということでしょうか。

○石井国保年金課長

差押えにつきましては、地方税法等に基づきまして行っているものでありまして、生活の状況を分析した上で、差押えできる物件があるかどうかを見極めた上で行っているところがございますので、生活をできなくなるような差押え等については行っておりませんので、そのようなことは決してないかと考えております。

○山田委員長

京増委員、質問や意見は簡潔にまとめさせていただきますよう、お願いいたします。

○京増委員

簡潔じゃなかったですか。

それでは、不納欠損についてちょっと詳しく伺いたいんですが、地方税法第15条の7、第4項は、滞納処分の執行停止が3年継続によるものです。件数、金額共に増加しているんですが、少なくとも3年間生活状況が改善せずに国保税を払い切れなかったと思うんですが、この方たちの国民健康保険証の交付状況はどうだったのかお伺いします。

○石井国保年金課長

この執行停止の区分ごとの保険証の交付状況については、取得状況については分析の方をしておりますので、申し訳ございませんが、すぐには資料の方をお出しすることはできません。

○京増委員

先ほど生活状況を詳しく聞いたりして対応しているという答弁があったと思うんですが、国

保税を滞納すると資格証明証になるわけですからね。病院にも行けない、また、限度額認定証ももらえないというような状況になりますので……。

○山田委員長

京増委員、質問の内容が一般質問になっております。また、簡潔にご質問していただきますよう、ご協力よろしく申し上げます。

○京増委員

はい。やはりこれは調べて対応して、どういうふうになっているのかするべきじゃないでしょうか。

○石井国保年金課長

資格証明書につきましては、発効する際につきましては、滞納者の接触機会を確保することによりまして、納付等に関する相談だけではなく、納税者の実情を把握しまして、状況によっては福祉制度の提案など、個々の状況に応じた、よりきめ細やかな対応が可能となるものでありますので、こちらの資格証明証につきましては、運用の方をしまいりたいと考えております。

○山田委員長

京増委員、ご意見がありましたら簡潔に、また、質問は一般質問にならないようご配慮をお願いいたします。

○京増委員

はい。やはり八街市の場合は本当に所得が低い方々、所得が0円から200万円以下の方の約6割が滞納している。この状況が長く続いているわけですからね。払えない方たちがどういう状況にあるのかということは本当に調べなきゃいけない状況にあるということは、保険証がどうなっているのかと、こういうことを具体的に調査をして、病院に行ける状況を作ることが必要だと思いますので、今後、ぜひこういう観点からも調査をお願いしておきたいと思っております。

それで、この方たちの中には恒常的低所得者の世帯に対する国保税の減免対象になる方もおられると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○山田委員長

京増委員、決算書に基づいた質問をお願いいたします。

○石井国保年金課長

恒常的な低所得者に対する取組につきましては、こちらは所得がない方でも応益割ということで、平等割、均等割の税金が課税されるような形になりますので、これにつきましては7割軽減という最大限の軽減をしまして、納めやすい環境の方を整えているところでございます。

○京増委員

7割軽減のほかに、恒常的低所得者に対して市はやることになっておりますから、このことについては確認をお願いしておきたいと思っております。

また、地方税15条の7、第5項の対象者についても、やはり私は、この保険証の状況はど

うなのかと、こういうことは調べておいていただきたいと思います。

そして、滞納割合が多い方たちの中には未申告世帯が多くなっています。この未申告の滞納解消に向けて、令和元年度はどのような努力をされてきたのかお伺いします。

○石井国保年金課長

こちらは課税課で住民税の申告の方を受けておりますので、毎年住民税、所得税の申告がない方については、未申告に対する方については、個別に通知の方をしまして、所得の状況の把握に努めているところでございます。

また、国保の窓口の方でも相談があったときにつきましては、簡易申告ということで所得の申告の方を受け付けまして、所得がないという把握ができた段階で、段階に応じた軽減措置の方を適用しているところでございます。

○京増委員

未申告の方の滞納割合、そして、滞納額が多いわけですから、ぜひこれはしっかりした対応で、生活が大変な方にはその対応、また、払っていただける方には払っていただく、そういった対応が必要と思います。

それから、インフルエンザが流行の季節になりましたが、新型インフルエンザの感染が疑われる被保険者……。

○山田委員長

京増委員、決算書のどのページを今おっしゃっていますか。

○京増委員

258ページの歳入、国保税について伺っています。滞納した場合のことで今質問をしております。

インフルエンザ流行の季節になって、新型インフルエンザの感染が疑われる場合は、今回のコロナと同じように、資格証が国保証として使われるのではないかと思います。この点について確認したいと思います。

○石井国保年金課長

今、新型コロナウイルスに関しましては、国からの通知に基づきまして、資格証明証を交付している世帯においても、資格証明証の提示を受けて受診した場合は、保険証と同等の措置の方をするような形で報告があったため、そのような形を取っておりますし、資格証明証交付者の方々にも文書を発送しまして、周知の方を努めております。

今後、新型インフルエンザ等が出たときの場合につきましても、国の方からの指導を受けまして、適切に対応の方をしまいたいと考えております。

○京増委員

ぜひこれは周知して、資格証明証をであっても安心して病院に行かれるようにと、ぜひお知らせをお願いしたいと思います。

○山田委員長

京増委員、一旦切らせていただいてよろしいですか。

会議中ですが、ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時03分)

(再開 午前10時10分)

○山田委員長

再開します。

吉田市民部長より発言を求められていますので、これを許します。

○吉田市民部長

先ほど京増委員からのご質問で、資格証を保険証と同等として取り扱う点のご質問がありましたが、ちょっと誤解をされているとあれなので、改めて私の方から回答させていただきませうけれども、資格証を保険証と同等に取扱いをするというのは、あくまでもコロナの診療に関してのみでございます、今、国から通知が来ているのは。

先ほど委員の方からお話のありました、インフルエンザに対して同様に資格証を保険証として取り扱うといったような向きの通知は国の方から私どもは受けておりませんので、これについて周知をとってお話でしたけれども、当然そういった話が国の方から来れば、その他同等に取扱いをしますよという形でももちろん周知の方はいたしますけれども、現状におきまして、その辺の通知が国から来ておりますのは、あくまでもコロナの診療に対して資格証であっても保険証として同等に取り扱うということでご理解をいただきたいと思っております。

○山田委員長

委員の皆様申し上げます。質問は決算書のページ、主要施策成果の説明書のページ、また、その項目を明確にさせていただき、あくまでその項目に沿って一般質問にならないよう質問していただきますよう、また、簡潔に、明確に質問していただきますよう、再度お願いいたします。

文教福祉常任委員の質疑を許します。

○京増委員

先ほどの部長の答弁、どうもありがとうございました。私はほかのあれで情報は得たものから、聞いたことがなかったものから、確認をさせていただきました。

次に、決算書272ページ、そして、説明書363ページの後期高齢者支援金等分について伺います。後期高齢者支援金分、前年度より増えておりますし、また、高齢者の方が増えれば支援金は増えていくと思うんですが、その考え方でよろしいでしょうか。

○山田委員長

答弁はすぐ出ますでしょうか。

○石井国保年金課長

恐れ入りますが、もう一度質問の方をお願いいたします。すみません。

○京増委員

272ページから273ページ、2項の後期高齢者支援金等分について伺っております。この支援金は前年度よりも増えております。私は、高齢者が増えれば、その支援金分が増えていくというふうに理解しているんですが、それでよろしいでしょうかという確認です。

○石井国保年金課長

そのとおりです。後期高齢者医療制度の方に充当する支援金でございますので、後期高齢者医療制度の方の給付費が増加しておりますので、支援金の方も増加しているという形になっております。

○京増委員

そうしますと、八街市の国保加入者は年々減っているという答弁が先ほどもあったんですけども、加入者は減る中で負担が増えていくということになりますよね。

○石井国保年金課長

後期高齢者医療制度の方なのですが、窓口診療を除いた残りの部分、公費で支払う分ですが、その2分の1、半分を公費で、半分を保険料で賄うような形になっておりまして、その半分につきましても後期高齢者医療保険の保険料が1割、残りの4割を75歳未満の若い方が支援金として納めるような制度になっておりますので、こちらは高齢者が増えるとともに、こちらは支える側の、4割を負担する側の者も人数が減っておりますので、どうしてもこちらはこのような形で、現役世代の方の負担が増してしまうというような形に今なっております。

○京増委員

これは本当に大きな矛盾で、国がやはり国保に公費を増やさなきゃいけない。市長会でも公費1兆円の負担増を求めています、市長にお伺いしたいんですが、市長会でも1兆円の公費負担を求めておられるんですが、その進展状況はどうかお伺いします。

○北村市長

改めて申し上げますけれども、国保の安定、継続ということを念頭に、国の責任において実効ある財政措置を講じること、また、特に低所得者層に対する負担軽減策を拡充、強化するとともに、低所得者を抱える保険者の支援を強化するというところで決議しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○京増委員

本当に国に公費負担の増額を求めたいと思っております。県にもやはり求めたいと思っております。

次に、決算書274ページ、保健事業費についてお伺いします。保健事業費は、保健衛生普及費で、具体的には委託料と負担金及び交付金になっております。この保健事業費としては、もっと様々な病気予防とか、健康増進のそういう方向は研究、この間、令和元年度は検討されなかったのでしょうか。

○山田委員長

京増委員、質問の意図を明確にお願いいたします。また、どの項目に沿っての質問か、もう一度、再度お願いします。

○京増委員

274ページから275ページの保健事業費について。そして、保健衛生普及費として、委託料、ジェネリック差額通知書業務、そして、人間ドックの助成金があるんですが、保健事業費ですからね。この2点だけではなくて、やはり健康増進、そして、病気予防のそういう事業が必要なんじゃないかと。人間ドックもやはり市民の一部が受けているわけですし、予算にも限りがありますので、やはりそういうほかのことも考えていく必要があると思うんで

すが、研究はされたのかどうかお伺いします。

○石井国保年金課長

保健事業につきましては、この保健普及費の前の事業、決算書で行くと272及び273ページが一番下になるんですが、特定健康診査等事業費というのがありまして、ここで特定検査を行いまして、その数値に応じまして、再度保健指導等を行っております。

あと、課は別になりますが、健康増進課の方におきまして、各種保健事業の方を展開しているような状況でございます。

○山田委員長

京増委員、項目に合った質問をお願いいたします。

○京増委員

項目に合っていると思うんですが。

この保健事業費を保健事業の内容をもっと充実することで病気予防とかにもつながりますので、喫煙対策とか、禁酒など酒飲についても健康増進課と絡めて病気予防、そして、健康増進でぜひ研究をしていただきたいと思います。

以上です。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

○小高委員

項目でお伺いいたします。263ページ、一般被保険者延滞金のところからお伺いいたします。保険税延滞金は分かるんですけど、下の後期高齢者支援金延滞金、介護納付金延滞金、徴収の中でそれぞれに分かれている中での、本当は国保一本で延滞金でいいのかなと思ったんですけど、それぞれの項目別にここは記載されているということでもいいのでしょうか。

○石井国保年金課長

保険税の方につきましては、医療分、後期高齢者の支援分、介護分ということで徴収しておりますので、その収納額に合った項目での延滞金という形になりますので、案分をいたしまして、このような形で計上の方をさせていただいております。

○小高委員

国保税は、今、委員からるる聞いていても、納付率の問題であったり、やはり令和元年度も厳しい状況が続いていると。

延滞金というのは、場合によっては免除できるという一文があるわけですけど、令和元年度において該当者はいたのかお伺いします。

○石井国保年金課長

申し訳ございません。収納事務の方を今納税課の方で行っておりますので、納税課の方からちょっと資料の方を預かってきませんでしたので、即答できませんので、申し訳ありません。今確認しまして、資料が届いたようでしたら報告の方をさせていただきます。

○小高委員

ここに延滞金という項目があるから、全体の歳入と考えればそういうふうになるのかもしれ

ませんが、私が議員になった当初から比べると、延滞金の収納率がかなり上がってきているところが見受けられます。令和元年度におきましても、7千100万円を超える金額が収入済となっている現状が見受けられます。

それを見ますと、納付する人に聞きますと、やはり延滞金が厳しい。その中で現年度分、また、過年度分が払えなくて、なかなか減っていかないという状況も見受けられます。その中で、いつまでも不納欠損額が減っていかない。

担当課は違ってしまうのかな。この延滞税率の14.7パーセントでしたっけ。これは全国的かもしれませんが、それを今の金利の時代に、本当だったら動かしていただけるとありがたいと思うんですが、令和元年度におきまして、そういうような全国的な動き、県の動きみたいなのはなかったのか、お伺いいたします。

○石井国保年金課長

申し訳ありませんが、県の動きの方は把握しておりません。

そして、こちらの延滞金の増加理由につきましては、こちらは滞納繰越分の調定額が、先ほど京増委員のところでも説明させていただいたんですが、平成30年が15億6千万円、令和元年度が13億7千万円ということで、2億円ぐらい減少しています。これは保険税の本税の滞納分が解消の方がどんどん進んでいるところでございまして、徴収方法としまして、まず、本税を優先しまして、それが整理しましたら、延滞金という形で徴収事務の方を進めておりますので、こちらは本税の方の整理が大分進んできた関係で、その後の延滞金の徴収ということで回ってきた納めるという動きに方向が変わってきたということで、延滞金の方が増加しているという傾向にあるのではないかと、今分析しているところでございます。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで文教福祉常任委員の質疑を終了します。

次に、文教福祉常任委員以外の質疑を許します。

○石井委員

一つの項目について質問させていただきます。決算書275ページ、説明書368ページでございまして。保健衛生普及費の件についてご質問させていただきます。

説明書の方ですけれども、まず、ジェネリックの普及について取り組まれていることと思えますけれども、平成29年から令和元年まで、ちょっと件数が減っているように感じます。同じく事業費についても同じなんですけれども、この数字が表す意味についてちょっと教えてください。

○石井国保年金課長

こちらは、減少している理由としましては、やはり被保険者数が減少しているということにあるかと考えます。ジェネリックの使用率については上昇しておりますので、そうではないかと考えております。

○石井委員

ちょっと聞こえなかったので、保険者数の減少ということですね。

例えば医療費の通知の事業費の数字と、ジェネリックのこの数字は決算書のどこの項目に出ているのでしょうか。人間ドックの助成についてはここの項目に入っているんですけども、この事業費の金額について、どこの項目に出ているかちょっと教えてください。

○石井国保年金課長

決算書の275ページの保健衛生普及費、この委託料の中のジェネリック差額通知業務ということで、委託業務の中に含まれております。

○石井委員

1830322が医療費の通知の金額で、ジェネリックの方は164481になりますけど、この数字で間違いはないでしょうか。

○山田委員長

答弁はすぐ出ますでしょうか。

○石井国保年金課長

申し訳ありませんが、後で答弁の方をさせていただきます。

○石井委員

時間もないのもう一点。すみません、人間ドックの助成について、件数が344件ということで、若干増えているように感じます。通常の人間ドックと脳ドックが入っているかと思うんですけども、この割合について、どのような数字になっているのでしょうか。

○石井国保年金課長

すみません。資料がすぐ出ませんので、後で答弁の方をさせていただきます。

○石井委員

まだ脳ドックについては数年ということですけど、かつては分けて数字を記載されていたように感じますので、その辺の適切な記載をお願いしたい。恐らく数字の増加についてはその部分なのかなというふうに推測をされますけれども、後ほど説明いただければありがたいと思います。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで文教福祉常任委員以外の質疑を終了します。

次に、議案第10号、令和元年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

文教福祉常任委員の質疑を許します。

○京増委員

それでは、まず、決算書290ページ、意見書32ページ、後期高齢者医療保険料についてお伺いします。収納率は、前年度比では僅かに上がっておりますが、県内では何番目なのか

お伺いします。

○石井国保年金課長

こちらは現年分の収納率になるんですが、今、県内では53位ということで、ワースト2位という状況になっております。

○京増委員

県内最下位クラスということでした。

それで、令和元年度、後期高齢者医療保険は9割特例軽減が8割に縮小されました。この縮小は収納率にどのように影響していると考えておられるのか伺います。

○石井国保年金課長

こちらの軽減と併せまして、年金制度の方で生活者支援給付金や、あと、介護保険料の軽減の拡大等が併せて行われておりますので、相対的には納めやすい環境ができていたのではないかと考えておりますので、こちらの減少が収納率の減少に直ちにつながってくるものとは分析の方はしておりません。

○京増委員

平成20年には制度が始まりました。この制度が始まってからを見ましても、令和元年度の収納率は低いと思うんです。今までで何番目ぐらいの収納率なのか、それは調べておられますか。

○石井国保年金課長

今、直近3年分の現年分の収納率は持っておりまして、平成29年が現年分は97.74、平成30年度が98.06、令和元年度が98.37と少しずつですが改善の方をしております。

これにつきましては、平成25年頃から軽減判定に使う額が毎年引き上げられまして、軽減を受ける対象者が増えておりますので、こういうものが起因しまして、少しずつではありませんが、収納率が改善しているのではないかと考えております。

○京増委員

過去の分も含めて収納率を考えているんですが、平成30年度も過去と比べると低かったと、私は調べてみますとそういうふうに思います。

そして、令和2年度はやはりもう軽減が縮小されますから、本当に高齢者の暮らしは大変なことになるということで、収納率は大変心配されます。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで文教福祉常任委員の質疑を終了します。

次に、文教福祉常任委員以外の質疑を許します。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで文教福祉常任委員以外の質疑を終了します。

○石井国保年金課長

先ほど石井委員から、人間ドックと脳ドックの人数について質問がございまして、それについてお答えさせていただきます。人間ドックにつきましては297件、脳ドックが5件、脳ドックと人間ドックの併用が55件、計357件の申請となっております。

○山田委員長

次に、議案第11号、令和元年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

文教福祉常任委員の質疑を許します。

○小向委員

決算書の325ページ、上から数えて20番の扶助費の中の成年後見人等報酬助成費についてお伺いいたします。この助成費を受けるための条件があればその条件、また、その助成率をお伺いいたします。

○山田委員長

答弁できますでしょうか。

○飛田高齢者福祉課長

申し訳ございません。成年後見人の報酬につきましては、市町村が報酬の助成を行っている、市が市長申立てを行っている案件についてのみ助成を行っておりまして、本市の報酬助成上限、入院・入所1万8千円、入院・入所以外2万8千円でございます。

○小向委員

すみません。ちょっと聞きづらかったかもしれませんが、上限ではなく、この助成費を受けるための条件をお伺いしたかったんですけれども、よろしいでしょうか。

○飛田高齢者福祉課長

先ほど市長申立案件に限ってという話をしましたけれども、65歳以上の者について、その福祉を図るため、特に必要があると認めるとき、これについて成年後見人の申立てを市長権限で行っております。これに対しての報酬となっております。

○小向委員

内容はよく理解できました。今後も安心してその人の財産、暮らしを守るために、この制度をもっともっと周知していただいて、一人でも多くの方が受けられるようお願いいたします。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

○京増委員

それでは、決算書308ページから309ページ、意見書は34ページ、保険料についてお伺いします。前年度比で保険料収納率は増加しました。その中で不納欠損額は毎年増加。そして、収入未済額は平成29年度、平成30年度と減っていましたが、令和元年度は半分

増えました。収納率が上がっているのに、収入未済額が急増した原因はどう考えておられるか伺います。

○飛田高齢者福祉課長

委員さんのおっしゃるとおり、収納率が若干改善しております。これに伴いまして、収入未済額の方も若干ではありますが、額としては前年度比で若干下がっております。

○京増委員

収入未済額は増えたんじゃないですか。2千118万9千円。

○飛田高齢者福祉課長

保険料の収納未済額は、令和元年度決算額が、棒読みで105025500、これに對しまして、平成30年度の収入未済額が、決算書によりますと、棒読みで117438000となっておりますので、比較いたしますと、1千241万2千500円減額というふうになっております。

○山田委員長

京増委員、質疑はありますか。

○京増委員

意見書の34ページで見ております。それに歳入の状況というのがありまして、収入未済額、平成30年度は1億1千743万8千円、そして、令和元年度は1億3千862万7千円ということで、2千118万9千円増えていると書いてあるんですが。

○山田委員長

京増委員、次の質問に移っていただけますか。

○京増委員

はい。

○飛田高齢者福祉課長

失礼いたしました。意見書に記載されております収入未済額という部分につきましては、保険料を含め、それ以外の国庫補助金、あるいは国・県補助金、負担金、全て含めた数字というふうに、それも全部含めての収入未済額ということでございまして、保険料収入の増減で比較いたしますと、下がっているということでございます。申し訳ございませんでした。

○京増委員

私は、今まで何年もこの収入未済額については、保険料、また、ほかの国保税なんかもそうなのかなというふうに思っていたんですが、これは全体の収入未済額、ちょっとこれはほかのところは後で聞きますけれど、ここでは介護保険料で、そして、収入未済額も不納欠損も令和元年度は減っているという理解でよろしいですか。

○飛田高齢者福祉課長

保険料ベースで見ますと、収入未済額は減っているんですけども、不納欠損額はちょっと増えております。

○京増委員

分かりました。私も収納率が上がっているのに未済額が増えたというのがちょっと不思議で

お聞きしたところでございます。

次に、318ページ、保険給付費についてお伺いします。まず、保険給付費サービス全体の中で、保険料滞納によるサービスを制限された方は何人ぐらいおられるのか伺います。

○飛田高齢者福祉課長

サービスの利用制限をさせていただいた方は7名でございます。

○京増委員

この7名の方は、サービスを受けなきゃいけないのに制限をされているということでは、本当にお困りだと思うんですが、もう制限しっぱなしで、何らかの支援はなかったのかお伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

制限をさせていただいた方は7名いらっしゃるんですけども、ただ、介護サービスとしては必要なサービスはご利用いただいております。ただ、それに対して、ある程度の負担割合の制限がかかっているということで、介護サービスとしてはお受けいただいております。

○京増委員

じゃあ、1割負担ではなくて、2割とか3割の負担になっていると。保険料を滞納せざるを得ない方が、そういうまた負担が増えてしまう。これは本当に大変なことだと思います。介護保険料がいかにか高いかということだと思います。

申し遅れました。説明書は383ページです。この中でお伺いしたいのは、短期入所サービスについて、まずお伺いします。短期入所、1か月のうち何回か利用したいというような要望があっても、なかなか要望に応えられないという声を聞いているんですけど、どの程度要望に対して提供されているのかお伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

短期入所というのは、特別養護老人ホームの待機者のご質問ということでよろしいでしょうか。

失礼いたしました。令和元年度の特別養護老人ホームの待機者数は74名でございます。

○京増委員

分かりました。

そして、介護離職を何としても防がなければならない、これは全国的な問題なんですけれど、八街市で介護が必要で、本当だったらサービスを利用したいんだけど、利用できないと、自分の暮らし、また、本人の暮らし、それから、残された家族の暮らしを考えると……。

○山田委員長

京増委員、今は決算書319ページ、説明書383ページということでよろしいですか。

○京増委員

はい。介護保険給付費の中で、説明書は383ページです。それで、利用できる範囲の中での利用率、それはどれぐらいなのかお伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

利用率というご質問ですけども、おおむね認定者の8割の方がご利用いただいております。

○京増委員

それはよく分かります。利用者の8割の方が利用されているんですけど、例えば自分は10万なら10万利用できると。だけれど、お金が心配で5万円分ぐらいしか利用できない。だから、利用できるサービスの2分の1しか利用できないと。例えばですよ。そういうことは調べていないのでしょうか。

○飛田高齢者福祉課長

そういったご心配で受けられる介護保険サービスを控えるということがやっぱりあってはいけませんと思いますので、それにつきましては、各利用者さんにケアマネジャーさんですとかが付いていらっしゃると思いますので、その方とご相談いただいて、適切なサービスを受けていただけるように、ご利用案内をしていただいて、ご利用されているというふうには認識をしております。

○京増委員

それは制度ができたときからお金がなくて、サービスがここまで受けられるんだけど、3割しか受けない。こういうことがずっとあったわけですね。今も実はあります。まして今、利用割合が2割、3割に増えた方もあって、本当は施設に預けたいけど、預けたら自分の暮らしが成り立たないということでもあります。

私はなぜここを強調するかといいますと、やはりきちんと利用できないと、例えば働いている人が家に帰って介護すると、その方が仕事を辞めなきゃいけないと。そういうことが全国でも問題になっているわけですね。ですから、八街市では利用率がどのぐらいなのかお伺いしたかったわけですが、今のところ適切な答弁はいただけないので、次に移りたいと思います。

介護予防短期入所サービスについてなんですが、前年度と比較しますと45件減っているように思うんですが……。

○山田委員長

京増委員、ページ数は同じページですか。

○京増委員

同じページですよ。保険給付費ですから。383ページの説明です。介護予防の短期サービスが減った理由についてお伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

考えられますのは、短期入所サービスを利用されていた方が施設に入所されたりですとか、あるいは入院されたりとかして、サービスの方が人数としては減っているということが考えられます。

○山田委員長

京増委員、質疑はありますか。

○京増委員

323ページなんですが、介護予防ケアマネジメント業務についてお伺いします。平成30年度は1千699件だったと思いますが、令和元年度は何人だったのかお伺いします。

ごめんなさい。私はちょっと勘違いしておりました。391ページの説明書にありました。すみません。

それで、委託料の介護予防ケアマネジメント業務、そして、19節の介護予防ケアマネジメント業務との関係。前年度は委託料のみだったと思うんですが、この関係についてお伺いいたします。

○飛田高齢者福祉課長

おっしゃるとおり、前年度13節のみ、今年度19節もということであるんですけども、こちらは、いろいろと介護保険の利用から、保険料のお支払いに至るまでのお金の流れが、仕組みがちょっと変更となりまして、令和元年度、国民健康保険団体連合会を通じて負担金を支払い、そこから各サービス事業者へ報酬が支払われるという形になりましたので、ざっくり言ってしまいますと、13節が委託料が減った分を19節の国保連合への負担分として計上されているということでご理解いただければと思います。

○京増委員

ということは、国保との関係と介護の関係でこれからも続いていくということですね。はい。分かりました。

次に、325ページの配食サービスについてお伺いします。高齢者が増えている中では金額としては増えているんですが、サービス料としてはそうではないと思うんですが、この点についてどういうわけなのかお伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

市が実施している配食サービスというものと、あとは、考えられますのは、民間の配食サービスというものが、様々なサービスが今出てきておりまして、そちらをご利用される方も増えてきておるようには聞いておりますので、その辺が影響しているのかなというふうには感じております。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

○小高委員

決算書の319ページ、説明書で382ページですが、認定申請にかかる時間が、かなり日数を要するケースが以前にあったわけですが、令和元年度においては、1申請平均何日ぐらいで認定をすることができたのか、お伺いいたします。

○飛田高齢者福祉課長

一応申請から認定までの日数につきましては30日以内に確定させるということを目指してやっておるんですけども、令和元年度につきましては、30日以内の認定を達成できたのは全体の18.8パーセントというところにとどまっております。

○小高委員

非常に高齢者等も多く、いち早い認定を求めている人が多い中だと思うわけですよね。

今後という止められちゃうので、令和元年度は30日以内で何とか解消しなくちゃいけないという目標みたいなものはあったのか。この厳しい調査員の11名の中でやっているこの

件数は非常に過酷だというのは分かりますが、その中でもやっぱり30日縛りの中を実現しなくてはならない。その中でどのような努力があったのかお伺いいたします。

○飛田高齢者福祉課長

おっしゃるとおり、限られた調査員の中でみんな一生懸命やっただけでいるわけなんですけれども、一応調査自体は、現時点でも10日以内には終了させるようにしております。

ただそこから先、例えばお医者さんからの意見書を出していただくというところであったり、不安定な方に対する認定だったり意見書であったりとかというのに、認定を出していただくのにちょっと時間がかかってしまうというところはございますが、こちらとしては、やはりできるだけ早く認定はしたいとは考えていますので、医療機関の方に早めに出してくださいというお願いであったりとか、あまり無理強いもできないんですが、その辺がちょっとバランスが難しいんですが、極力早めに出していただけるようにはこちらからもお願いをしているところでございます。

○小高委員

担当になった医療機関というより、医師ですよ。医師の最終的な審査を受けないと、書類が完成しない状況は非常に理解しています。様々な医師会を通じて、良好な関係を築いていただく。報酬を見ても医師に払う報酬が若干安いというの見受けられるわけですよ。その中でも決まった中でやっていただかなくてはならない。ぜひとも良好な関係、また、様々な機会を設けて早く行っていただきたい。

最後の質問ですけど、この30日以内が18.8パーセント達成というんですけど、ちなみに最長でどのぐらいかかったケースがあるのかお伺いして、私の質問を終わります。

○飛田高齢者福祉課長

申し訳ございません。今、手元に資料がございませんので、改めて調べた上で回答させていただきたいと思います。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

○山口委員

若干質問させていただきます。319ページ、介護サービス等諸費給付事務について質問させていただきますが、様々なサービスを市内で展開されておりますが、特に増えたというか、増加が大きいサービスというのはどこなのか、昨年度。お伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

各種のサービスの中で増えているというところでは、介護老人福祉施設、いわゆる特養への入所とされている方が増えていると。これに伴って、支給額の方も増えているというところが一つの要因かなというふうには考えております。

○山口委員

分かりました。認定調査の方も見てみますと、介護度4、介護度5の方が増えているなというふうに感じておりますので、やはりそこが増えてくるんだろうなと思います。

やはりその推移を見ながら、このサービスは増やしていかなきゃいけないよとか、そういう

ことを事業所とかにも話をし、相談をし、こういうふうに進めていただきたいということも含めて、今後進めていただきたいというふうに思います。

次に、同じ介護予防サービス給付事務についてなんですが、やはり要支援1、要支援2も増えてきている中で、この事務サービスは、どういったサービスが特に利用されている件数が多いのか。伸び率が多いのはどこなのかお伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

要支援1、2の方の人数としてはほぼ変わっておりませんので、各サービスを平均的にご利用いただいているというふうに考えております。

○山口委員

分かりました。

次に、323ページ、一般介護予防事業につきましては、これは、介護予防普及啓発というのがメインであります。

これは、介護予防リーダーの派遣を行って、出張して介護予防教室を行ったというふうに、主要施策の成果の392ページにも詳しく記載をされているところがございます。やはりこれはどんどん積極的に行っていくべきことであり、やはり要支援1、2、要支援の方が要介護にならないような形に進めていかなければならない大事な事業ではありますが、もっと啓発していいんじゃないかなというふうに思います。

昨年度の取組、若干平成30年度より介護予防教室は減っているのかなというふうに思いますが、そのことについてお伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

委員さんのご指摘のとおり、若干実績としては減っているんですけども、これにつきましては、昨年の台風の影響というのが多々ございまして、その影響があります。

ただ、やはり必要な事業として、事あるごとにホームページ、広報、あるいは各ご家庭にチラシをお配りするなどして、こういったサービス、こういった健康事業があるから、やってみませんかということで、お誘いの方は今後も力を入れていきたいと考えております。

○山口委員

ぜひとも回数も含めてなんですけれども、やはりできれば出張の回数ももっとも増やしていただいて、幅広くやっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで文教福祉常任委員の質疑を終了します。

文教福祉常任委員以外の質疑を許します。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで文教福祉常任委員以外の質疑を終了します。

○石井国保年金課長

先ほど答弁を先送りさせていただいたものについて、何点か回答させていただきます。

まず、延滞金についてなんですが、こちらは、本則は14.6パーセントということになっていますが、現在は延滞金につきまして、最初の1か月につきましては2.6パーセント、1か月以降につきましては8.9パーセントということで運用の方をさせていただきます。これは全国同じものであります。

また、保険税の延滞金の減免についてなんですが、昨年度、1件実施しておりまして、金額は37万6千400円でありまして、こちらは生活困窮者、自己破産をした方についての延滞金を減免しているという実績がございます。

続きまして、石井委員からの質問がございましたことについてなんですが、ジェネリック差額通知、こちらは16万4千481円ということが記載されておりまして、決算書との金額の差額がちょっとあるのではという質問がございまして、こちらについてなんですが、差額が5千806円ございまして、こちらにつきましては、コールセンター業務ということで、同じ千葉県国保連合会に委託しているものでありまして、区分を同じく処理をしております。この項目につきましては、あくまでもジェネリック差額通知の発送件数と、それに伴う委託費用ということで計上の方をさせていただいております。

それとあと、人間ドックの件数なんですが、先ほど申請件数で説明の方をさせていただいたんですが、実際の受診件数につきましては、人間ドックが286件、脳ドックが5件、脳ドックと人間ドックの併用が53件となっております。こちらは、主要施策の成果の方には339件と記載されているんですが、こちらはあくまでも健康診査の対象となる項目ということで、脳ドックの5件につきましては、健康診査の対象の項目、算定の項目になりませんので、こちらの主要施策の成果の方ではカウントはしておりません。ですので、人間ドック、脳ドックのトータルの件数は344件ということになりますので、ご報告の方をさせていただきます。

以上でございます。

○飛田高齢者福祉課長

先ほどの小高委員さんからの、令和元年度、申請をしてから認定を受けるまで最長どれぐらいかかったのかというところですが、最長で118日ということがございました。

ただ、1つ補足させていただければ、一応申請をしていただいた時から、暫定的ではございますが、サービスとしては受けられるようにしてございます。ケアマネジャーさんと利用者さんでご相談していただいた上で、その時点でご利用いただけるというか、適切な介護サービスを設定していただいて、それは受けていただけるというようなことにはなっておりますので、118日間何もできないということではございませんので、そこは補足させていただきます。

○山田委員長

石井国保年金課長に申し上げます。先ほど、石井議員の質問で、概要説明書の368ページのところなんですけれども、令和元年度の医療通知分の事業費、こちらが決算書のどこに載っているかということで、その部分の答弁をお願いいたします。

○石井国保年金課長

こちらは、保健衛生普及費の役務費、通信運搬費の中に含まれております。

○山田委員長

石井委員、よろしいですか。

金額の相違についての説明はできますでしょうか。

○石井国保年金課長

医療費通知183万322円の計上はどちらかということで、保健衛生普及費、役務費、通信運搬費、209万2千871円の中に含まれております。差額がジェネリックということで、26万2千549円という形になります。

○山田委員長

石井委員、よろしいでしょうか。

○石井国保年金課長

この主要施策に記載されています16万円につきましては、このジェネリック差額通知業務ということで、先ほど答弁したとおりでございます。

○山田委員長

以上で文教福祉常任委員会所管事項審査を終了します。

委員の皆様申し上げます。最終的な総括質疑の通告は、本日午前11時50分までに事務局へ提出してください。

会議中ですが休憩します。

午後は1時30分から再開し、総括質疑、討論、裁決を行います。